

平成20年12月8日

会員各位

社団法人日本病院薬剤師会
会長 堀内 龍也

法人化特別委員会
委員長 木平 健治

新公益法人制度における本会の対応について

平素より社団法人日本病院薬剤師会の運営にご高配を賜り御礼申し上げます。さて、平成20年12月1日より施行された新公益法人制度により、本会は新制度で定める法人格への移行を平成25年11月30日までにを行うことが求められています。本会では法人化特別委員会が新公益法人制度を精査し、移行時期及び移行すべき法人格の検討に着手しております。

新公益法人制度はいわゆる新公益法人関連三法から構成され、条文数の合計は1,000を超える非常に詳細な制度であるため、今後とも様々な角度から検討を続けて参りますが、対応における基本的考え方を以下に記載いたします。法人化特別委員会では、本会の運営における最重要検討事項として移行準備を進めて参りますので、今後ともご支援・ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

記

申請時期：平成23年度の通常総会後を目処

移行申請は通常総会の承認に基づき行います。

申請対象：公益社団法人 または 一般社団法人

検討対象：本会の定款及び各種規程並びに事業・組織におけるすべての事項

重点項目：1. 本会の活動との関係でふさわしい法人格の選別
2. 公益認定基準への適合性の精査